

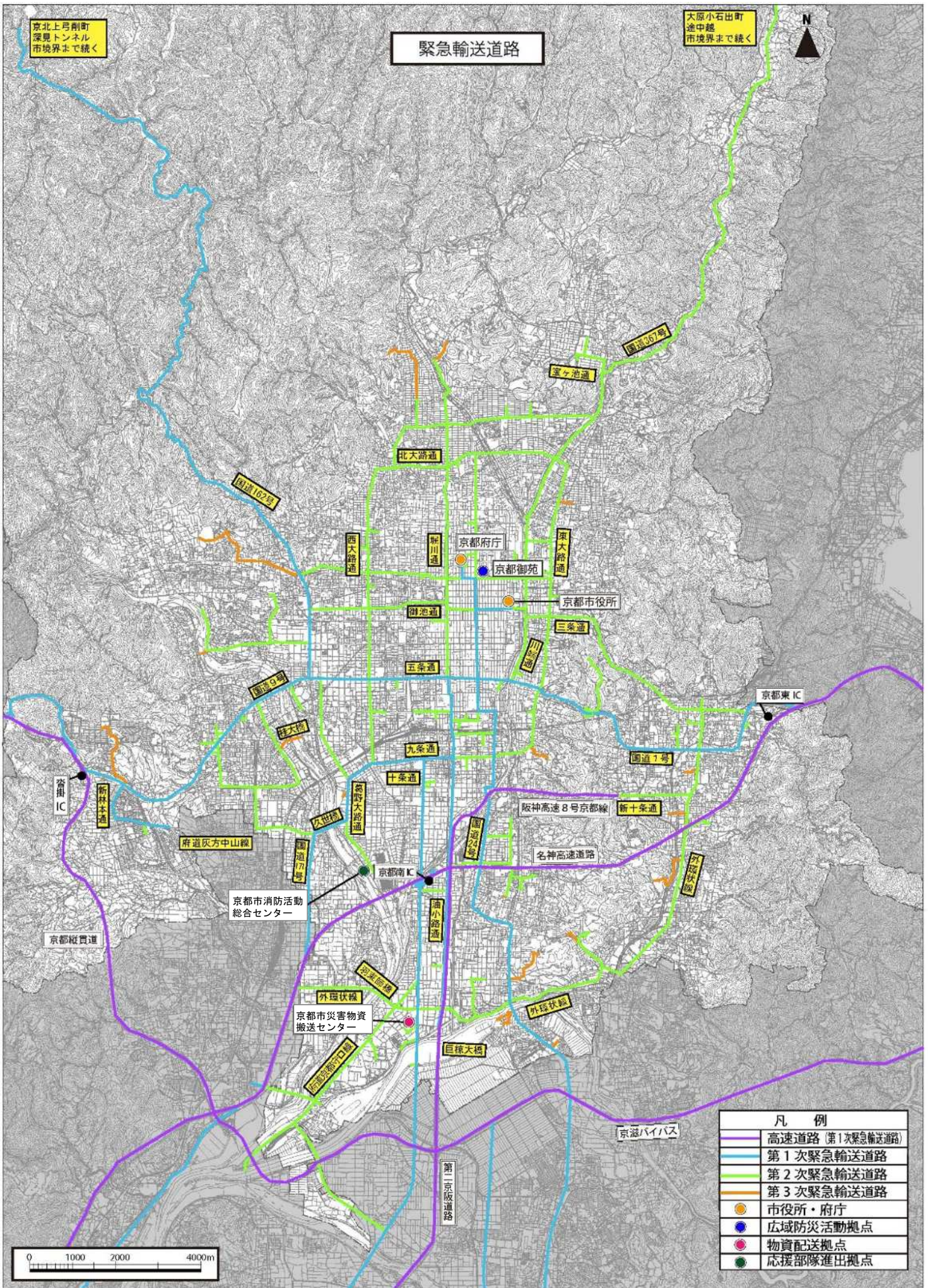
資料編

特定建築物の分類表（耐震改修促進法第14条，第15条，附則第3条）

用途	特定建築物の規模要件 (法第14条)	指示※対象となる規模要件 (法第15条)	要緊急安全確認 大規模建築物の規模要件 (附則第3条)
学校（小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
学校（上記以外の学校）	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ポーリング場，スケート場，水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院，診療所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
集会場，公会堂	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル，旅館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。），寄宿舎，下宿	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
事務所	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園，保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上

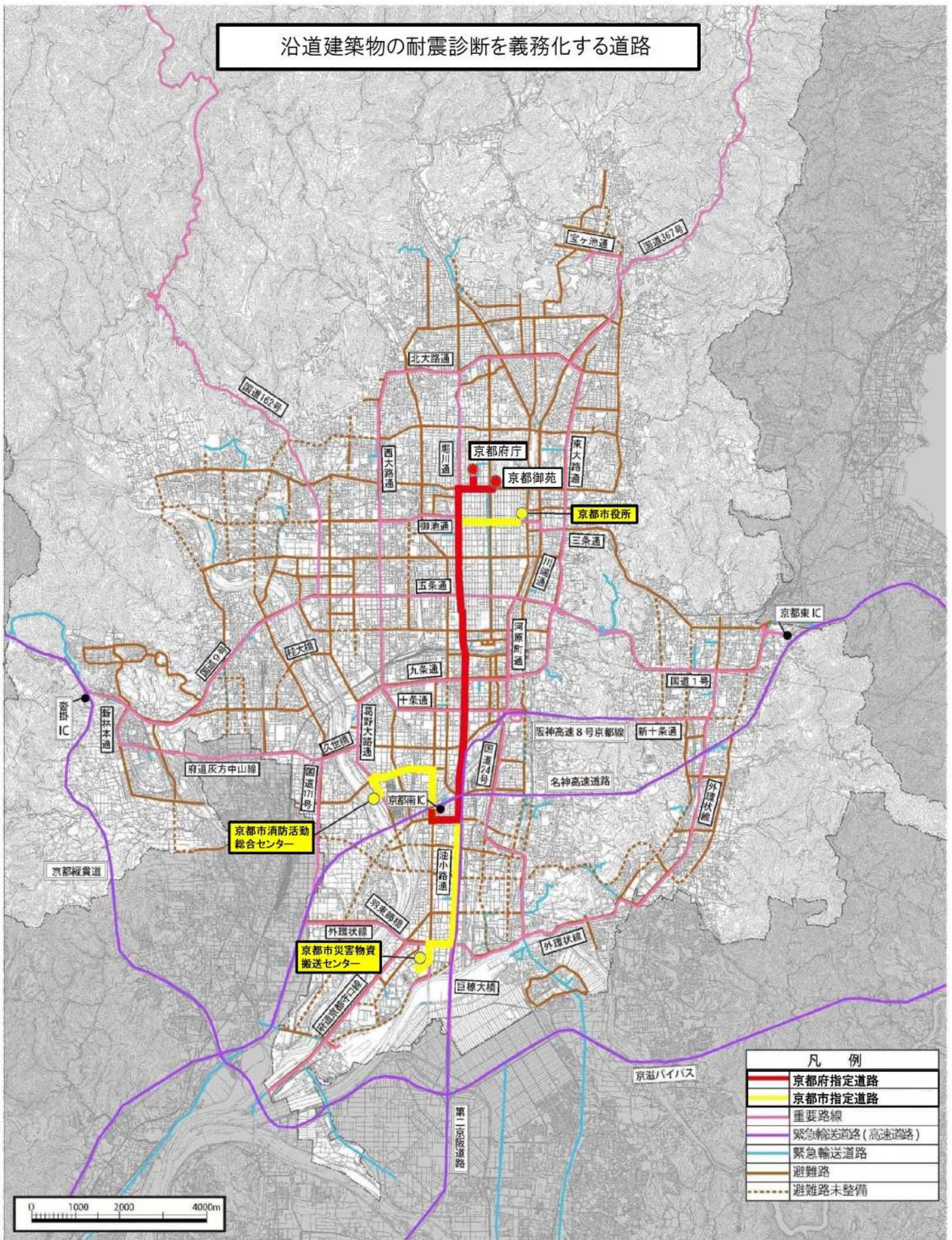
用途	特定建築物の規模要件 (法第 14 条)	指示※対象となる規模要件 (法第 15 条)	要緊急安全確認 大規模建築物の規模要件 (附則第 3 条)
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所, 税務署その他これらに類する公 益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量 以上の危険物を貯 蔵又は処理するす べての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上(敷 地境界線から一 定距離以内のも の)
通行障害建築物	耐震改修促進計画で指定する緊急輸送 道路等の沿道建築物であって, 前面道路 の幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)		

※ 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平27情使、第497号)

沿道建築物の耐震診断を義務化する道路



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平 27 情使, 第 497 号)

● 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路一覧

指定主体	道路種別	名称等	指定区間
京都市	主要地方道	二条停車場東山三条線 (御池通)	堀川御池～京都市役所前
	市道	油小路通	新城南宮通～下三栖
	主要地方道	観月橋横大路線 (京都外環状線)	下三栖～横大路
	一般国道	国道1号	横大路～千両松橋
	区画道路	—	千両松橋～京都市災害物資搬送センター
	一般国道	国道1号	京都南1C～上鳥羽緯95号線交点
	市道	上鳥羽緯95号線 (向日町上鳥羽線)	国道1号交点～上鳥羽緯71号線交点
	市道	上鳥羽緯71号線 (向日町上鳥羽線)	上鳥羽緯95号線交点～吉祥院緯60号線交点
	市道	吉祥院緯60号線 (向日町上鳥羽線)	上鳥羽緯71号線交点～葛野大路通交点
	市道	葛野大路通	吉祥院緯60号線交点～京都市消防活動総合センター
京都府	一般国道	国道1号 (堀川通)	堀川五条～八条油小路
	一般国道	国道1号 (油小路通)	八条油小路～九条油小路
	市道	油小路通	九条油小路～新城南宮通
	市道	新城南宮通	油小路通～国道1号線
	一般国道	国道1号	京都南1C～新城南宮通
	主要地方道	京都広河原美山線 (堀川通)	堀川丸太町～堀川五条
	主要地方道	鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通)	堀川丸太町～府庁前
	市道	釜座通	京都府庁～府庁前
	主要地方道	鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通)	府庁前～烏丸丸太町
	主要地方道	鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通)	烏丸丸太町～京都御苑間之町口
京都市内の指定道路（一般道路）			計 約19km

取組施策一覧（住宅）

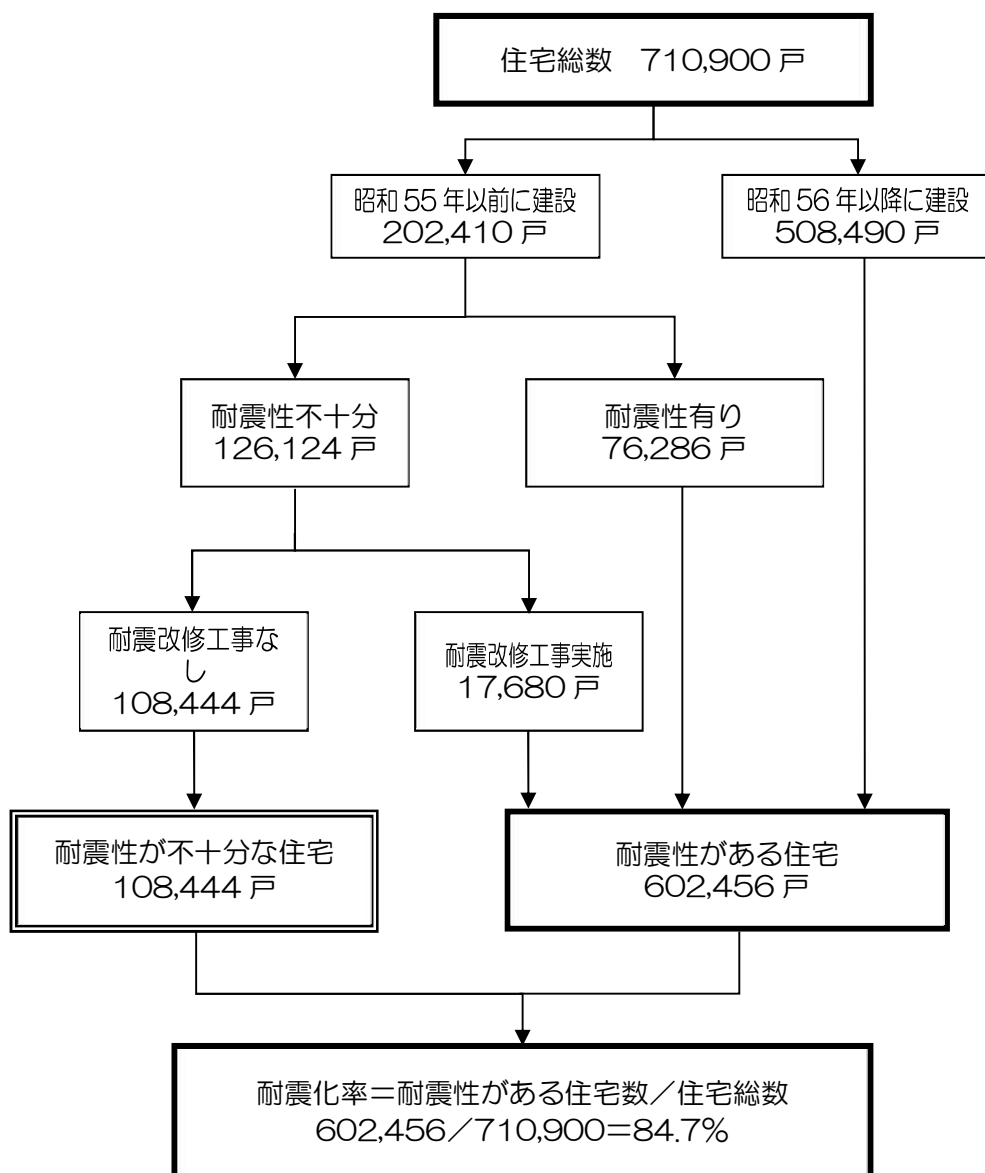
施策区分		施策No	施策	区分	
住宅	(1) 市民の費用負担を軽減する支援制度	ア	1 木造住宅耐震化支援事業や分譲マンション耐震化支援事業など、住宅の耐震化に対する支援	継続	
			2 「まちの匠事業」など、リフォーム工事等に併せた耐震化に対する支援	充実	
			3 既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業など、他の支援制度とのパッケージ利用の促進	充実	
		イ	4 建物所有者や居住者等の特性に応じた耐震化の取組の推進	新規	
		ウ	5 密集市街地対策や京町家施策と連動した耐震化の取組の推進	充実	
			6 保全すべき町並みや建築物に対する耐震化支援の充実	充実	
	(2) 市民の主体的な取組を促す普及啓発	ア		7 地域で開催される防災訓練等のイベントでの普及啓発	継続
				8 分譲マンションの管理組合に対する耐震化支援の情報提供	継続
				9 耐震ネットワークの事業者等が主体となった耐震相談、地域密着型のイベントの開催等、市民と専門家の信頼関係を強化する施策	充実
				10 防災まちづくりの取組と連動した耐震化の普及啓発	充実
				11 支援制度利用物件を活用した情報発信（オープンハウス等、工事中の物件からの情報発信）	新規
		イ		12 耐震化に向けた市民の意識啓発を目的とした耐震シンポジウムなど、全市的な情報発信イベントの継続的な実施	継続
				13 あらゆるメディアを活用した情報発信	継続
				14 耐震化の必要性に関する次世代教育	新規
	(3) 市民が耐震化に踏み出すための環境整備	ア		15 耐震診断士の登録・養成や、耐震改修に携わる事業者を対象とした専門家講座などによる人材育成	継続
				16 耐震ネットワークや京安心すまいセンターなどによる、市民への分かりやすい情報発信	充実
				17 耐震ネットワークの事業者等が主体となった耐震相談、地域密着型のイベントの開催等、市民と専門家の信頼関係を強化する施策（再掲）	充実
		イ	18 多様な分野の関係団体との連携	新規	
		ウ		19 分譲マンションの管理組合に対する耐震化支援の情報提供（再掲）	継続
				20 密集市街地における地域特性に応じた耐震化支援の充実（再掲）	充実
				21 防災まちづくりの取組と連動した耐震化の普及啓発（再掲）	充実
				22 保全すべき町並みや建築物に対する耐震化支援の充実（再掲）	充実
				23 既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業など、他の支援制度とのパッケージ利用の促進（再掲）	充実
				24 空き家の所有者や、耐震化の必要性の認識が薄いとされる所有者・居住者層（高齢者や借家経営者等）など、支援対象者の多様な特性を考慮した支援（再掲）	新規

取組施策一覧（特定建築物、市有建築物、その他）

施策区分		施策No	施策	区分	
特定建築物	(1) 所有者の費用負担を軽減する支援制度	ア 耐震診断の実施と結果報告が義務化された大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化の支援	25	耐震診断の実施とその結果報告が義務付けられた大規模建築物の耐震改修計画作成に対する支援	継続
			26	耐震診断の実施とその結果報告が義務付けられた大規模建築物の耐震改修に対する支援	継続
		イ 耐震診断を義務化する道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物（道路沿道建築物））の耐震化の支援	27	耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震診断に対する支援	新規
			28	耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震改修計画作成に対する支援	新規
			29	耐震診断の実施とその結果報告を義務付ける道路沿道建築物の耐震改修に対する支援	新規
		ウ 緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震化に対する支援	30	緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震診断に対する支援	継続
			31	緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震改修計画作成に対する支援	継続
			32	緊急性や公益性が高い特定建築物の耐震改修に対する支援	継続
	(2) 所有者の主体的な取組を促す普及啓発		33	マスメディアや市民しんぶん、インターネットの活用	継続
			34	パンフレット等の作成・配布	継続
			35	耐震化が必要な特定建築物の所有者に対する、業種や用途に応じたグループ別の講習会・見学会等の開催	充実
			36	建物用途や所有者種別に応じたターゲットの更なる分析とそれぞれの特性に応じた普及啓発活動	新規
	(3) 所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備		37	耐震診断・耐震改修事業者等に係る情報提供や技術的な相談窓口の充実	充実
			38	耐震化が必要な特定建築物の所有者に対する、業種や用途に応じたグループ別の講習会・見学会等の開催（再掲）	充実
			39	民間事業者同士のネットワーク構築など、事業者間での連携強化	新規
市有建築物			40	市有建築物の耐震化の推進	継続
			41	市有建築物の特定天井等、非構造部材の耐震化の推進	継続
			42	公共施設マネジメントの取組と連携した効率的・効果的な耐震化の推進	継続
その他	(1) エレベーターの安全対策	43	エレベーターの閉じ込め防止対策に関する業界団体や建物所有者・管理者等への意識啓発	継続	
	(2) 屋外広告物・ガラス・外壁材・天井等の落下防止対策	44	ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策に関する業界団体や建築物を所有する方々・管理者等への意識啓発	継続	
		45	屋外広告物の落下防止対策に関する業界団体や建築物を所有する方々・管理者等への意識啓発	継続	
	(3) ブロック塀の安全対策	46	避難時に利用する道路等、沿道のブロック塀の安全対策	継続	
	(4) 建築物の敷地に対する安全対策	47	一般住宅宅地のような壁等の安全対策に対する支援等	継続	
(5) ソフトな安全対策	48	減災効果が期待できる身の回りの安全対策の啓発	継続		
行政指導等	(1) 耐震改修促進法に基づく、耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表	49	耐震改修促進法に基づく、耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表	新規	
	(2) 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	50	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	継続	
	(3) 建築基準法による勧告又は命令等の実施	51	建築基準法による勧告又は命令等の実施	継続	
進行管理	(1) 計画の進行管理	52	計画の進行管理	継続	
	(2) 国・京都府との連携に関する事項	53	国・京都府との連携に関する事項	継続	

(参考) 住宅の耐震化率の推計フローについて

(戸数は平成 27 年度末の推計値)



京都市耐震改修促進ネットワーク会議（略称：耐震ネットワーク）について

●概要

京都市耐震改修促進ネットワーク会議（略称：耐震ネットワーク）は、京都市におけるすまいの耐震化を飛躍的に進めるため、関係する団体や機関が協働して、すまいの耐震化の普及啓発を行うとともに、市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど、市民自らが耐震改修に一步を踏み出せるよう働き掛けを行うことを目的とする。

●構成団体一覧

区分	団体名
まちの匠	京都府建築工業協同組合 京都左官協同組合 京都府瓦工事協同組合 京都府板金工業組合 京都建築工事金物協同組合
建築設計	一般社団法人 京都府建築士会 一般社団法人 京都府建築士事務所協会 一般社団法人 京都建築設計監理協会 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部京都地域会
建設	京都府建設業協会 京都支部 一般社団法人 全国中小建設業協会 全中建京都
消費者	特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）
不動産	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部
公的機関	京都府 建設交通部 建築指導課 京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 都市計画局 住宅室 住宅政策課 京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター

次期京都市建築物耐震改修促進計画（仮称）策定検討会について

●設置の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第6条第1項の規定に基づき、京都市域の特性を踏まえた建築物の耐震化の目標を設定し、目標達成のための市内建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、平成28年度を始期とする「次期京都市建築物耐震改修促進計画（仮称）」の策定、検討を行うに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見及び助言を聴取する、「京都市建築物耐震改修促進計画（仮称）策定検討会」を開催する。

●委員構成

（順不同 敬称略）

	氏名	所属・役職
座長	林 康裕	京都大学大学院工学研究科教授
委員	金尾 伊織	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科准教授
	牧 紀男	京都大学防災研究所教授
	檜谷 美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
	西嶋 淳	大阪商業大学大学院地域政策学研究科教授
	松井 久恵	市民公募委員

●開催経過

	開催日時	議題
第1回	平成27年 6月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 次期京都市建築物耐震改修促進計画（仮称）策定検討会の進め方 京都市の耐震化の状況等について 現行計画の評価
第2回	平成27年 8月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率の報告 計画の基本方針と目標 耐震診断を義務化する路線の指定について
第3回	平成27年 10月30日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 計画に掲げる取組施策について
第4回	平成28年 3月1日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）への市民意見募集の結果について 京都市建築物耐震改修促進計画（案）～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～について その他、今後の普及啓発について

京都市は「SDGs先進度調査」で815市区中、全国1位！



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

京都市建築物耐震改修促進計画

～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～

発行年月：2021（令和3）年3月

発行所属：京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3613 FAX：075-212-3657

京都市建築物耐震改修促進計画

検索

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000194879.html>

京都市印刷物第 023234 号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

